

別表（第4条関係）

○：該当の可能性大 △：該当の可能性小

区分	項番	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	第2条(1)アに該当	第2条(1)イに該当	第2条(1)ウに該当	第2条(1)エに該当
土地取引等に関するもの	1	国土利用計画法	一定面積以上の土地の売買後の届出	市街化区域で2,000㎡以上、市街化調整区域で5,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上の土地の所有権移転などをした場合に契約後2週間以内に届出	○	○	○	○
	2	森林法	森林の土地の新たな所有者の届出制度	地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地所有者になった者は届出が必要	○	○	△	○
	3	農地法	農地等の権利移動を行う場合の許可	農地または採草放牧地（以下「農地等」という。）を売買するとき、農地等を賃借するとき、農地等の賃借を解消するときには許可が必要	○	○	△	○
	1	都市計画法	市街化区域内又は市街化調整区域内での開発許可	市街化区域内で1,000㎡以上の、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うときは許可が必要。市街化調整区域での行為については規模に関わらず要相談	○	○	○	○
	2	都市計画法	都市計画区域外における開発許可	都市計画区域以外の区域において10,000㎡以上の開発行為を行う場合には許可が必要	○	○	○	○
	3	都市計画法	地区計画の区域における行為の届出	地区計画の存在する地区内で建築物の建築や土地の形質変更等を行う場合届出が必要	○	○	○	○
	4	都市計画法	用途地域確認	市街化区域内では用途の混在を避ける必要から適正な地域かどうかの確認が必要	○	○	○	○
	5	都市計画法	53条許可	都市計画施設の区域内に建築物の建築許可を受ける場合には許可が必要	○	○	○	○
	6	別府市普通河川取締条例	市普通河川での行為許可	市普通河川において占用、取水、しゅんせつ、掘削、注水等を行う場合には許可が必要	△	△	○	△
	7	都市計画法・別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内での行為等の許可	風致地区内で建築物の建築や工作物の建設、土地の形質変更等を行う場合に許可が必要	○	○	○	○
	8	別府市環境保全条例	保護地区内での開発行為等の届出	市指定の保護地区内で建築物・工作物の新築、土地の形質変更等をする場合には事前の届出が必要	○	○	○	○
	9	別府市環境保全条例	保護樹にかかる行為の制限	市指定の保護樹について所有者以外が枝切り等を行う場合には市の許可が必要	○	○		○

土地利用・各種行為に関するもの

10	工場立地法	特定工場の新設・変更等の届出	敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上となる製造業、ガス熱供給業に係る工場・事業場を新設する場合(増設により面積が基準以上となる場合を含む)	○	△	△	○
11	農地法	農地の転用等についての許可又は届出	農地の転用等については許可又は届出が必要 (市街化区域内)農業委員会へ農地等転用の届出が必要 (市街化区域外)2ha以下の転用許可は農業委員会の許可が必要。2ha超の転用許可は大分県知事の許可が必要。ただし、4ha超は農林水産大臣(九州農政局)との協議が必要。	○	○	△	○
12	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農地転用や開発行為への許可申請	農業振興地域内(天間、内成、東山)の農用地については農用地利用計画で指定された用途のみ利用が許可される。そのため、農業振興地域内の農用地を農地転用したり、同地で開発行為を行う場合には農用地利用計画の変更(農用地区域からの当該農地の除外)が必要となる。農用地利用計画が変更できれば農地法による転用許可を得ることが可能となる。	○	○	△	○
13	森林法	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画の対象となる民有林で立木を伐採する場合には伐採及び伐採後の造林の届出が必要	○	○	△	○
14	都市公園法	公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用	公園管理者以外の者が公園施設として設置する場合、または都市公園を占用する場合には公園管理者の許可が必要	○	○	○	○
15	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可	宅地造成工事規制区域内(大分市、別府市のみ設定)で次のような土地の形質変更等をする場合には許可申請が必要 ・切土した部分が高さ2mを越える崖ができる場合、又は盛土した部分が高さ1mを越える崖ができる場合 ・切土と盛土を同時にする場合、盛土の部分が1m以下の崖ができ、かつ、切土と盛土を合わせて2mを越える崖ができる場合 ・切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を越える場合	○	○	○	○
16	文化財保護法	史跡名勝天然記念物、有形文化財の現状変更の許可	国指定または県指定、市指定の史跡名勝天然記念物、有形文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには許可申請が必要	○	○	○	○
17	文化財保護法	登録有形文化財の現状変更の届出	登録有形文化財の現状変更の際には事前の届出が必要	○	○	○	○
18	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出	周知の埋蔵文化財包蔵地で文化財に影響を及ぼす工事等をする場合には届出が必要	○	○	○	○
19	文化財保護法	埋蔵文化財等の発見の届出	工事等で埋蔵文化財等を発見した場合は直ちに工事を中断して届出が必要	○	○	○	○
20	文化財保護法	重要文化的景観の現状変更の許可	重要文化的景観の選定範囲内で現状変更を伴う工事等を行う際には届出が必要な場合がある。	○	△	△	△
21	道路法ほか	道路の占用許可	道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用する場合には許可が必要。この場合において、交通規制を行う際には別途警察への道路使用許可が必要	○	○	○	○

	22	道路法ほか	道路管理者以外の道路工事への許可	道路管理者以外が道路にて占用工事以外の掘削や改良工事等を行う場合には事前に許可が必要	○	○	○	○
	23	別府市法定外公共物の管理に関する条例	法定外公共物の占用あるいは工事の許可	法定外公共物(里道、水路)の占用、工事施工に関しては事前に許可が必要	○	○	○	○
	24	景観法・別府市景観条例	景観計画区域内における行為の届出	景観計画に定める景観計画区域内で一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合には届出が必要。この場合において、景観形成重点地区については重点景観計画が優先する。	○	○	○	○
建築物・工作物の施工に関するもの	1	建築基準法	建築物に関する建築確認申請	建築物を建てる場合は建築基準法に基づく手続きが必要となる。この場合において、建築物に該当するかしないかは、①屋根及び柱もしくは壁の有無、②内部空間の規模、用途及び設備機器との一体性の有無、などを図面等で確認し、総合的に判断する。	○	○	○	○
	2	別府市環境保全条例	指定建築物・工作物の申請	建築基準法の高さ15m超の建築物・工作物を建築しようとする建築主は建築確認申請をする前に「駐車場の確保」「電波障害や建築作業中の振動・騒音等の公害対策」及び「近隣関係者への計画説明会の開催」などについて申請が必要		○	△	○
設備等の設置・保安に関するもの	1	消防法	危険物施設設置の許可	建築物等が消防法上の危険物施設に該当する場合には許可が必要	○	○	○	○
	2	消防法	液体燃料等の貯蔵	圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の貯蔵・取り扱いをする場合には届出が必要				○
	3	別府市火災予防条例	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵・取り扱い	少量危険物及び指定可燃物を貯蔵・取り扱う施設に該当する場合には届出が必要				○
	4	別府市火災予防条例	防火対象物の開始届出	防火対象物を使用開始する場合には届出が必要				○
	5	別府市火災予防条例	火を使用する設備等の設置の届出	火を使用する設備(炉、厨房施設、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸施設、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生じる設備、放電加工機、ネオン管灯設備)等を設置する場合には届出が必要				○
	6	別府市火災予防条例	電気設備の設置の届出	変電設備、燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備を設置する場合には届出が必要	○	○	○	○
環境保全に関	1	別府市環境保全条例	特定工場等の設置許可(大気汚染関係)	特定工場等を設置する場合には事前の許可が必要。この場合において、許可が出た場合には公害の原因となる物質等の量を測定しその記録を報告することが必要 ※特定工場は重油の最大使用量が500ℓ/時以上の工場及び事業場、焼却能力が100kg以上200kg未満または火格子面積1㎡以上2㎡未満の廃棄物焼却炉				○
	2	騒音規制法	特定施設の設置の届出又は特定建設作業の実施の届出(騒音関係)	指定地域内において工場または事業場に特定施設を設置しようとする者、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は事前に届出が必要	○	○	○	○

するもの	3	別府市環境保全条例	特定施設の設置許可又は特定建設作業の実施の届出	特定施設(定格出力3.75kw以上7.5kw未満の空気圧縮機及び送風機)の設置に関しては許可、特定建設作業(①アースオーガーを使用する杭打ち作業、②インパクトレンチを使用する作業、③10kw以上の発電機を使用する作業、④コンクリートポンプを使用する輸送作業)を実施する場合には届出が必要	○	○	○	○
	4	振動規制法	特定施設の設置の届出又は特定建設作業の実施の届出(振動関係)	指定地域内において工場または事業場に特定施設を設置しようとする者、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は事前に届出が必要	○	○	○	○